

第1章 個人版事業承継税制の概要

個人版事業承継税制の概要

- 令和元年度税制改正では、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度（以下「個人版事業承継税制」という。）が創設されました。
- 個人版事業承継税制は、後継者である受贈者又は相続人等が、事業用の宅地等、建物、減価償却資産（以下「特定事業用資産」という。）を贈与又は相続等により取得し、経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。
- この納税猶予制度は、経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けた個人である中小企業者を対象としており、その認定要件は、経営承継円滑化法施行規則において定められています。
- 経営承継円滑化法第12条第1項の認定後の税務申告の手続や要件等は、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

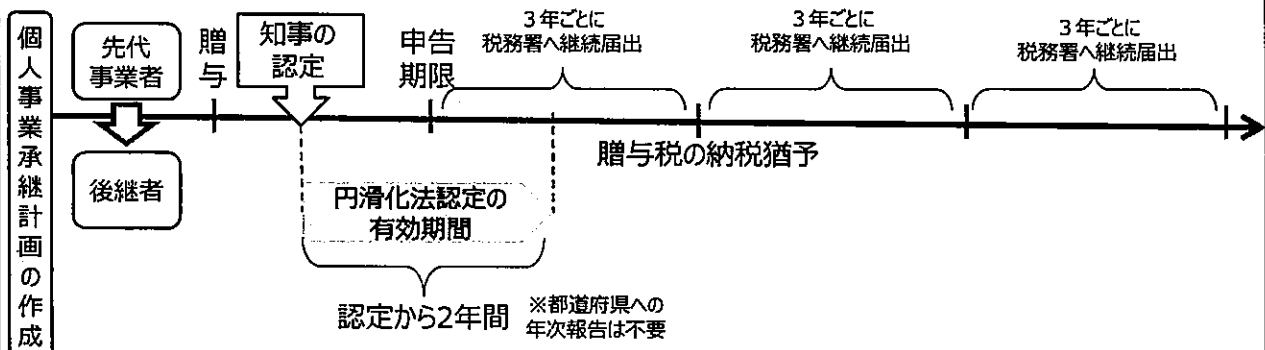
【贈与税の納税猶予の概要】

後継者が贈与により取得した特例受贈事業用資産（特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。）に係る贈与税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められます。事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。

なお、納税猶予適用後は、原則として都道府県への報告（年次報告）は必要ありませんが、税務署へは、3年に一度報告（継続届出）をする必要があります。

詳しくは、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。



猶予税額が免除・減免される場合

- 先代経営者の死亡（相続税の課税対象となる）
- 後継者の死亡（猶予税額の免除）
- 後継者が重度障害となった場合
- 申告期限から5年後に次の後継者へ贈与した場合
- 後継者が破産した場合
- 経営環境の変化により特例受贈事業用資産を譲渡又は廃業する場合 等

猶予税額を納税する場合

- 青色申告の承認取消し、取りやめた場合
- 総収入金額が零になった場合
- 特例受贈事業用資産が青色申告書の貸借対照表に全て計上されなくなった場合
- 特例受贈事業用資産を譲渡した場合
- 特例受贈事業用資産を事業供用しなくなった場合
- 資産保有型事業等に該当した場合 等

第1章 個人版事業承継税制の概要

個人版事業承継税制の概要

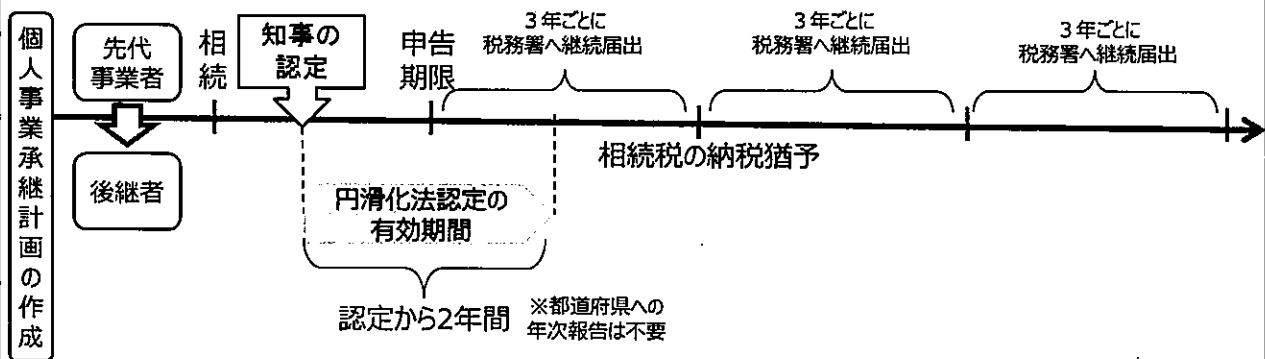
【相続税の納税猶予の概要】

後継者が相続又は遺贈により取得した特例事業用資産（特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。）に係る相続税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められます。事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。

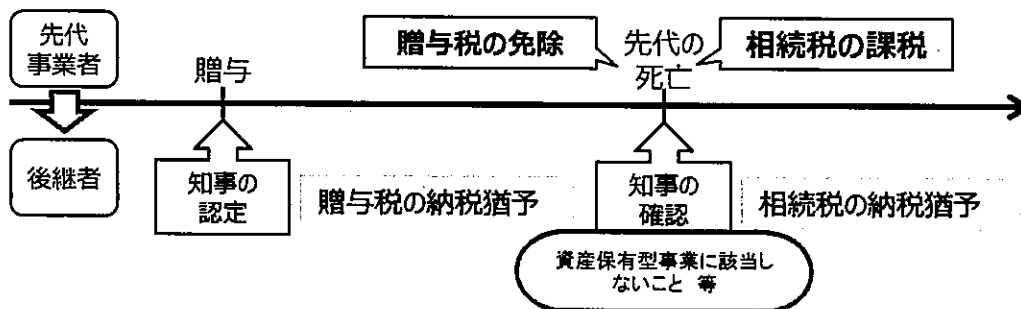
なお、納税猶予適用後は、原則として都道府県への報告（年次報告）は必要ありませんが、税務署へは、3年に一度報告（継続届出）をする必要があります。

詳しくは、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。



【贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合】

贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた特例受贈事業用資産を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。その際、都道府県知事の確認（以下「切替確認」といいます。）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができます。



以上のとおり、円滑な事業承継を行うために、贈与税及び相続税の納税猶予制度を組み合わせることで、特定事業用資産の承継に伴う税負担を軽減することができます。

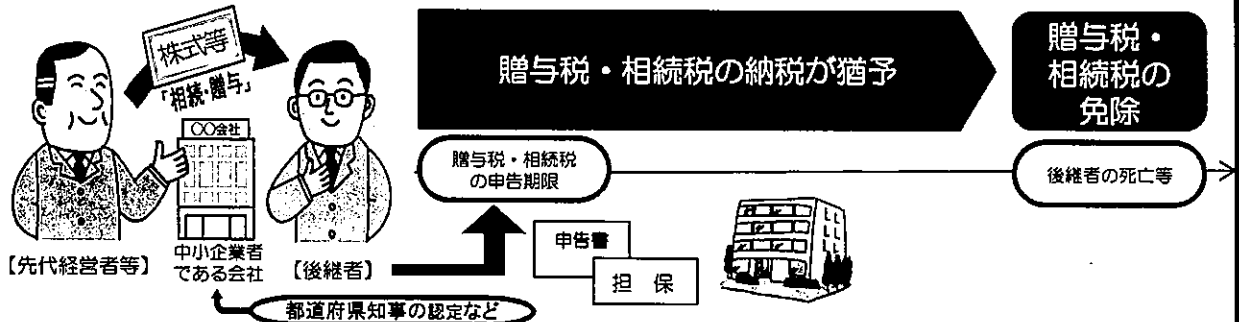
第1章 個人版事業承継税制の概要

法人版事業承継税制と個人版事業承継税制の比較

(参考) 個人版事業承継税制と法人版(特例措置)の比較

| | 法人版(特例措置) | 個人版 |
|--------------------|---|---|
| 事前の計画策定 | 5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日から 2023年3月31日まで) | 5年以内の個人事業承継計画の提出 (2019年4月1日から 2024年3月31日まで) |
| 適用期限 | 10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から 2027年12月31日まで) | 10年以内の贈与・相続等 (2019年1月1日から 2028年12月31日まで) |
| 対象資産 | 非上場株式等 | 特定事業用資産 |
| 納税猶予割合 | 100% | 100% |
| 承継パターン | 複数の株主から最大3人の後継者 | 原則、先代一人から後継者一人 ※一定の場合、同一生計親族等からも可 |
| 贈与要件 | 一定数以上*の株式等を贈与 すること ※後継者一人の場合、原則2/3以上など | その事業に係る特定事業用資産 のすべてを贈与すること |
| 雇用確保要件 | あり(特例措置は弾力化) | 雇用要件なし |
| 経営環境変化に 対応した減免等 | あり | あり ※後継者が重度障害等の場合は免除 |
| 円滑化法認定 の有効期限 | 最初の申告期限の翌日から5年間 | 最初の認定の翌日から2年間 |

【法人版事業承継税制の概要】



猶予税額が免除される場合

- 先代経営者の死亡(相続税の課税対象となる)
- 後継者の死亡
 - 会社の倒産
 - 次の後継者へ贈与
 - 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合(譲渡対価等を上回る税額を免除) 等

- 円滑化法の認定有効期間内であっても免除されます。
- 円滑化法の認定有効期間後に限り免除されます。

猶予税額を納税する場合

- 後継者が代表権を有しないこととなった場合
- 同族で過半数の議決権を有しないこととなった場合
- 同族内で、後継者よりも多くの議決権を有する者がいる場合
 - 株式等を譲渡した場合(※)
 - 会社が解散した場合(※)
 - 資産保有型会社等に該当した場合 等

- 円滑化法の認定有効期間内のみ適用されます。
- 円滑化法の認定有効期間後も適用されます。
- (※) 経営環境の変化に該当する場合には、猶予税額の再計算をすることができます。

第1章 個人版事業承継税制の概要

納税猶予の対象となる特定事業用資産とは

「特定事業用資産」とは、先代事業者の事業※¹の用に供されていた次に掲げる資産で、先代事業者の贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもの※^{2, 3}をいいます。また、「特例事業用資産」とは特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものを、「特例受贈事業用資産」とは特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。

なお、宅地等のうち納税猶予の対象となる面積は400㎡まで、建物のうち納税猶予の対象となる面積は800㎡までとなりますが、経営承継円滑化法の認定上、面積制限はありません。

① 宅地等

事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの。

② 建物

事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの。

③ 減価償却資産

- ・ 固定資産税が課税される償却資産（構築物、機械装置、器具備品、船舶等）
- ・ 自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車等
- ・ その他上記に準ずるもの（貨物運送用の一定の自動車、牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産）

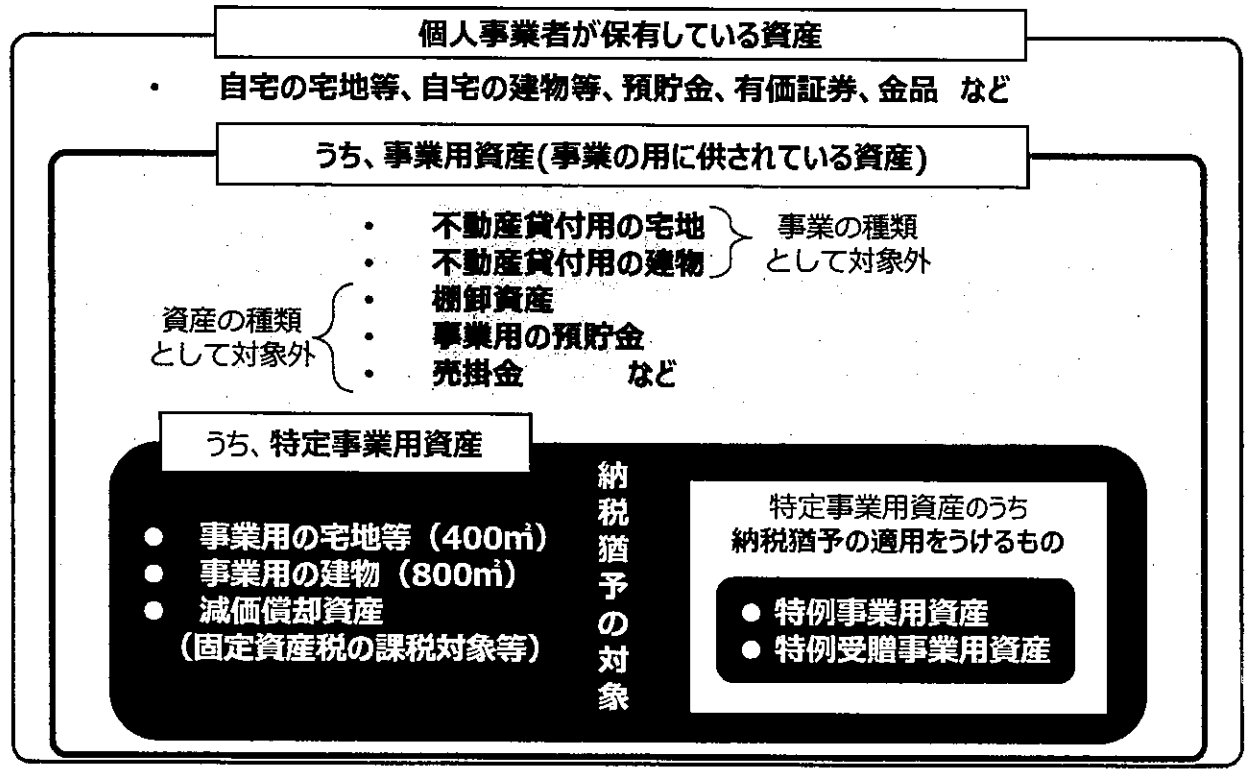
※ 1 不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除きます。

※ 2 先代事業者と生計を一にする親族が所有し、かつ、先代事業者が事業の用に供していたものを含みます。

※ 3 事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。

※ 4 下宿等のように部屋を使用させるとともに食事を供する事業は、不動産貸付業に該当しません。

※ 5 先代事業者の営む事業に従事する使用人の寄宿舎等（先代事業者の親族のみが使用していたものを除く。）の用に供されていた建物及びその敷地の用に供されていた宅地等は、特定事業用資産に該当します。



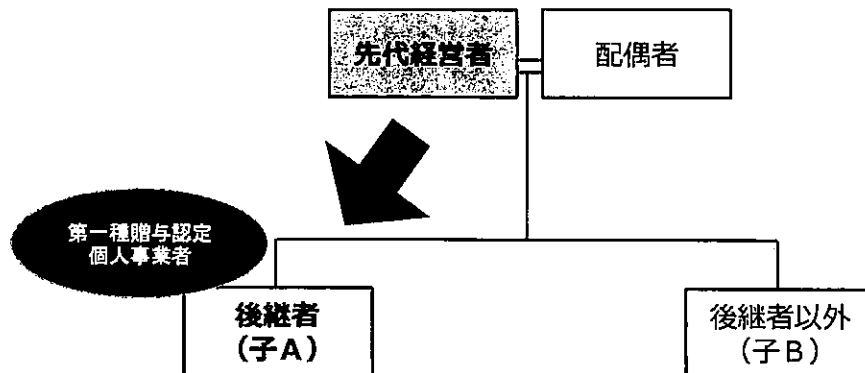
第1章 個人版事業承継税制の概要

認定の種類について

(例)

第一種認定

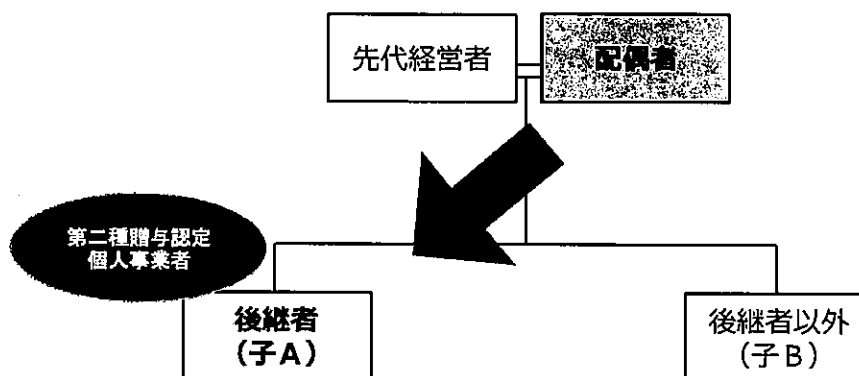
先代事業者から後継者への贈与/相続が対象となります。



先代事業者から特定事業用資産を贈与/相続

第二種認定

最初に先代事業者からの移転が行われている必要があります。
先代事業者からの贈与/相続以後、1年以内に行われた同一生計親族等からの贈与/相続が対象※となります。
※先代事業者が自己の事業の用に供し、かつ、先代事業者の青色申告書に記載されていた生計一親族等保有の特定事業用資産が対象となります。



先代事業者の同一生計親族等から特定事業用資産を贈与/相続

※後継者は、第一種贈与認定個人事業者であり、かつ、第二種贈与認定個人事業者となります。